

大田市一時預かり利用者負担軽減事業(ご案内)

所得の低い世帯や支援が必要な児童がいる世帯等に対して利用料の一部を補助し、保護者の子育てに関する心理的、身体的負担の軽減を図ります。

1. 補助対象者及び補助金額

大田市に住民票があり、大田市内の一時預かり保育施設(大田保育園、久利保育園、こぼと保育園、認定こども園あゆみ保育園を除く)を利用された方で、以下の①～④に該当する世帯が対象です。

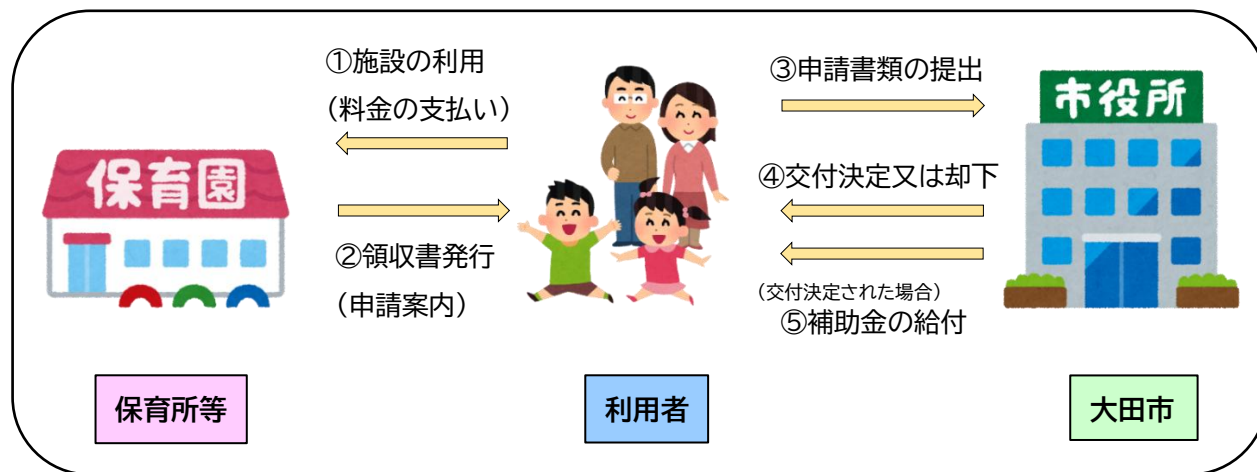
対象世帯	補助金額 (児童1人あたり日額)
①生活保護受給世帯	1,800円
②市町村民税非課税世帯	1,800円
③世帯の市町村民税所得割合算額が77,101円未満である世帯	1,800円
④その他市長が特に支援が必要と認めた世帯	1,500円

※幼児教育・保育の無償化(子育てのための施設等利用給付)の対象となる場合は対象外です。

※昼食代は対象外です。

2. 手続き方法

利用児童の保護者が一時預かりの利用料を施設へ全額支払った後、市へ申請書類を提出してください。



3. 申請書類の受付期間

利用した年度の年度末(3月31日)まで

4. 補助金の振込時期

市で審査した後交付決定された場合は、交付決定額を指定の口座へ振り込みます。

大田市の HP 及び
申請書はこちらから

[大田市 HP | 一時預かり](#)



【問い合わせ先】大田市役所こども政策課保育・幼稚園係 TEL:0854-83-8196